

全 19 回、約 2 年におよぶ議会基本条例制定作業部会。

積み重ねた議論と時間は、「チーム箕面市議会」の醸成と、議員一人ひとりの財産に。

箕面市議会基本条例制定作業部会

【経緯】

箕面市議会では、「開かれた議会」をめざし、平成 25 年より議会改革検討会議を設置し、本会議・委員会のライブ配信や一般質問の一問一答方式の導入など、議会が一体となって議会改革を推し進めてきた。

その取り組みの集大成として議会基本条例を制定すべく、平成 28 年 11 月には、各政策会派や無所属の代表議員による議会基本条例制定作業部会が設置され、制定に向けた作業が開始された。

【理念の共有（条例違反とならない条文を）】

担当議員は、これまで先進地の視察等の中で、議会基本条例に謳っているにも関わらず、実践できていない事例（例：「監視及び評価」の説明ができない。「見直す」規定がありながら、具体化していないなど）を目の当たりにしていたため、あくまで「今やっていること、これまで取り組んできたことを形にする」ことを共通理念として初めに決定した。

作業部会の中では、先進事例を取り入れることを提案する議員もいたが、この理念を最後まで貫き、「やっていないこと」「説明できないこと」は書かない、つまり条例違反とはならない箕面市独自の条文をつくりあげた。

【作業部会の進行サイクル】

作業部会は、章立てから各条文、その逐条解説にいたるまで、次の①～⑥のサイクルをもとに進められた。

- ①作業部会で課題の抽出
- ②宿題の設定
- ③各政策会派に持ち帰り協議、作業部会の内容共有
- ④次回作業部会の 1 週間前までに宿題の提出
- ⑤正副座長が各提出分のチェックと作業部会の進め方の調整
- ⑥作業部会で協議

【制定に向けた最終段階】

約 1 年半を経過し条文素案及び逐条解説がほぼ完成した平成 30 年春頃からは、7 月から 1 か月実施するパブリックコメントについて、広く市民に知ってもらうため正副議長自らが各

種団体に招かれた際に宣伝してまわり、また、各議員もそれぞれの活動時にチラシを配るなど、市民へのアピールに取り組んだ。

このような取り組みもあり、パブリックコメントでは16名から75件のご意見をいただき、現在はその回答を作成中。条例はこの9月議会で上程される予定である。

【議員が一から基本条例をつくる意味】

本市議会の議会基本条例は、後発組の基本条例となるが、前述のサイクルのもと、一つひとつの条文を議員一人ひとりが考え、政策会派で検討し、作業部会で協議する。この作業を繰り返したことで、各議員の「議会」というものに対する意識や、また議員としての調査研究能力は格段に向上したといえる。

また、普段は、理念や考えが違う議員同士が、腹を割って、同じ目標に向かって2年もの間、議論したことは、執行部側に対し、市議会が一体となって対峙するまさに「チーム箕面市議会」の醸成につながったと考える。

積み重ねた喧々諤々の議論と費やした時間は、今後の箕面市議会を形づくる何よりの「財産」である。

【基本条例制定は通過点】

議会基本条例制定はゴールではなく、通過点である。今後は、この条例に謳った理念をいつの時代も議員間で共有し、箕面市議会として貫いていくことはもちろんだが、議会改革検討会議を中心に、市民との対話の中での新たな政策の提案や、先進的な取り組みの導入など、議員間で議論を重ね、議会基本条例をブラッシュアップさせ、議会改革を深化させていく。

「チーム箕面市議会」はこれからも絶え間ない議会改革に取り組んでいきたいと考える。